

# 他目的使用契約書

松ヶ鼻土地改良区（以下「甲」という。）と他目的使用者 \_\_\_\_\_  
（以下「乙」という。）は、甲が管理する土地改良施設（以下「施設」という。）を  
定款第4条第2項の規定に基づき、乙が使用することについて、下記のとおり契約を  
締結する。

## 記

第1条 甲は、甲が管理する施設をその本来の用途又は目的を妨げない範囲において、  
乙に使用させるものとする。

第2条 甲が乙に使用させる施設は、次のものとする。

種 目	所 在	使用に係る土地改良 施設の範囲又は数量
	市 町 字 番 地先	

第3条 甲は、前条の施設を次より乙に使用させるものとする。

使用の用途又は目的	
-----------	--

2 乙は、前条の施設を前項以外の用途又は目的及び方法に使用してはならない  
ものとする。

第4条 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日  
までとする。

第5条 使用料は、 \_\_\_\_\_ 円とする。

第6条 乙は、前条の使用料金を甲の発行する納入告知書により指定する期日までに  
納入するものとする。

第7条 乙は、第3条第1項の使用の方法について変更しようとするときは、甲に協議し、その指示を受けるものとする。

第8条 乙は、当該使用により甲の管理する施設に損傷を与え、又は与える恐れがあるときは甲の指示により乙の負担において必要な措置を講ずるものとする。

第9条 乙は、第4条に規定する期間が満了したとき、又は第3条第1項の用途又は目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに他目的への使用に係る施設を乙の負担により現状に復し、甲の検査を受けるものとする。

第10条 甲は、乙がこの契約に定められた事項に違反したときは、この契約を解除し、これにより生ずる損害の賠償を乙に請求するものとする。

第11条 乙は、第9条又は前条の規定により第4条の期間満了の前に使用が終了した場合、第5条の使用料の返還を甲に請求しないものとする。

第12条 この契約において定められた事項について疑義が生じたとき、又はこの契約を変更する必要があるときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

管 理 者 越前市向新保町第45号66番地  
松ヶ鼻土地改良区  
理事長 杉本 寛重 ⑩

申 請 者 住所  
氏名 ⑩